

高速道路における道路法 (車両制限令) 違反への取組について

独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構





1. 道路法（車両制限令）の概要	3
2. 高速道路における 道路法（車両制限令）違反への取組	7
3. 道路法（車両制限令）違反防止のポイント	9
(参考資料)	
・高速道路における一般的制限値について	12
・高速道路における一般的制限値の特例について	13
・高速道路の特殊車両通行許可に関する相談窓口	14

荷主・事業者・運転者の みなさまへ



国民の重要な財産である道路の予防保全・老朽化対策等が喫緊の課題となっています。高速道路においても、道路の劣化への影響が大きい大型車両の通行の適正化が重要であり、その実施については、法令遵守はもとより運送事業者・荷主の皆さまのご理解とご協力が不可欠となっています。

このパンフレットは、道路法(車両制限令)に基づき、高速道路の道路管理者である日本高速道路保有・債務返済機構及び各高速道路会社が連携して実施する法令違反車両への対応の内容と違反を防止するためのポイントをとりまとめたものです。みなさまのコンプライアンス向上にお役立ていただくとともに、高速道路の適正な利用にご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

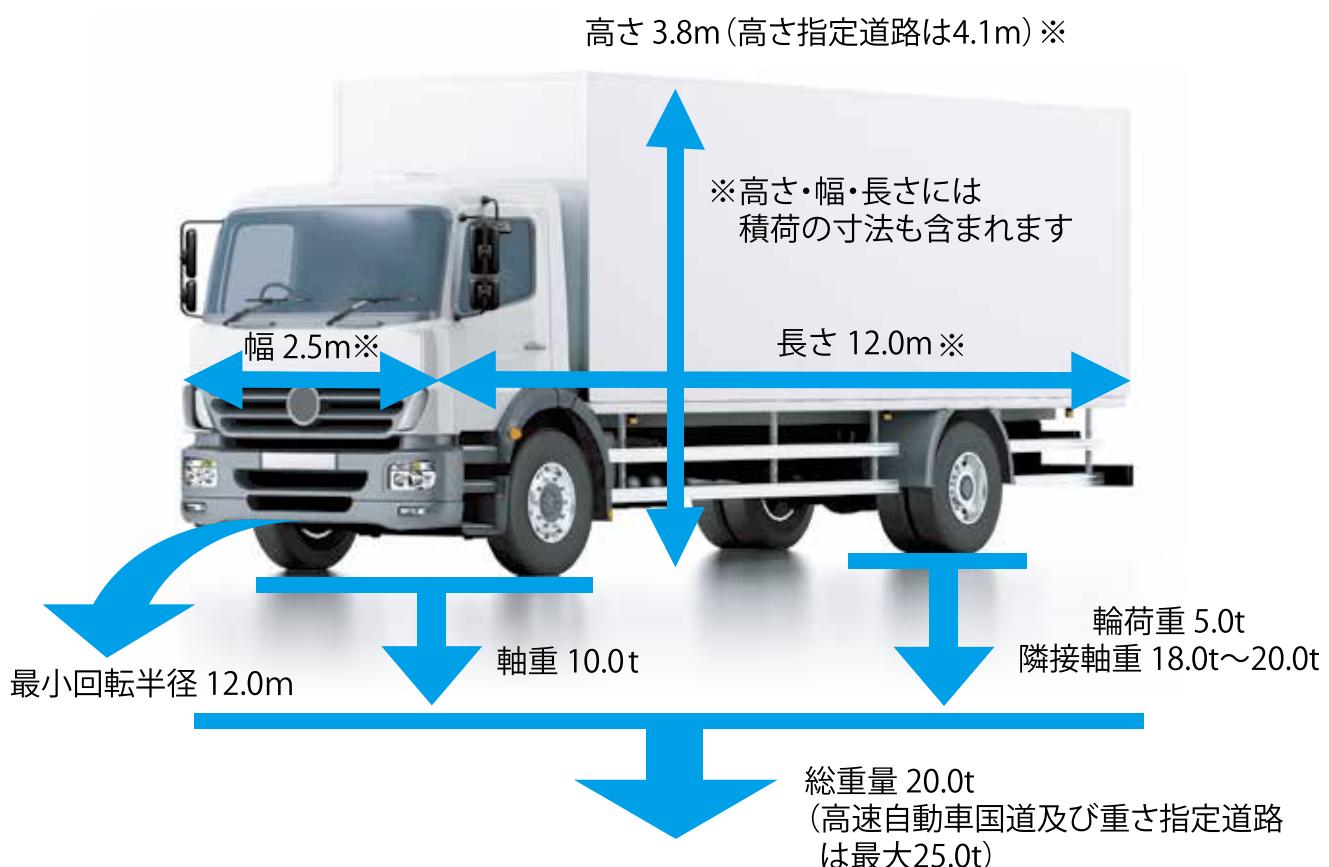
1. 道路法（車両制限令）の概要

①一般的制限値

道路は、一定の構造基準により作られており、構造の保全、交通の危険防止のため、通行する車両の大きさや重さの最高限度（一般的制限値）が定められています。

（道路法第47条・車両制限令第3条）

一般的制限値は、以下に記載された諸元のほか、高速自動車国道や重さ指定道路では、車両の種類や諸元に応じて特例が定められています。P.12～P.13をご参照ください。





②特殊車両の通行許可等

一般的制限値を超過する車両（特殊車両）は、「特殊車両通行許可制度」に基づく申請を行い、道路管理者から特殊車両通行許可証の交付を受けるか、「特殊車両通行確認制度」に基づく車両の登録を行い、国土交通大臣（指定登録確認機関）から特殊車両の通行に関する回答書の交付を受けた上で、これらの許可証又は回答書を車両に備え付けることで通行することができます。

（道路法第47条の2・第47条の10）

特殊車両通行許可制度について

高速道路の特殊車両通行許可申請は、現地を管理する高速道路会社を窓口として受け付けています。

※相談窓口は、P.14をご覧ください。

国土交通省（各国道事務所）、各地方自治体でも申請を受け付けています。

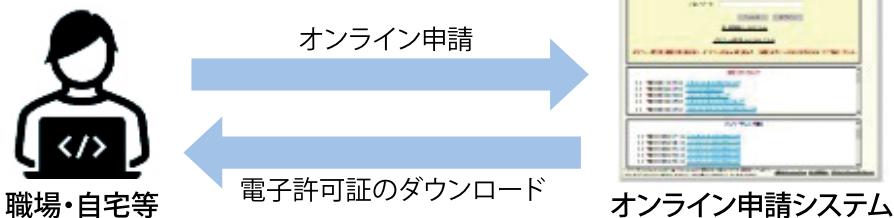
○オンライン申請をご活用ください

高速道路の特殊車両通行許可申請は、次のURLからオンラインで受け付けています。

オンライン申請は、24時間いつでも利用でき、書類の郵送が不要です。許可証は電子発行されます。

【特殊車両通行許可オンライン申請システム】

<https://tokusya-shinsei.jehdra.go.jp/OnlineApplication/>



また、国土交通省のオンライン申請も利用することができます。詳しくは次のURLをご参照ください。

【特殊車両通行許可申請におけるオンライン申請の紹介（国土交通省関東地方整備局）】

<https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

特殊車両通行確認制度について

あらかじめ国の登録を受けた特殊車両について、通行が可能な経路をオンラインで即時に確認し、回答書の発行を受けることで通行できる制度です。

なお、ご利用にはETC2.0車載器の搭載が必要です。

詳しくは次のURLをご参照ください。

【（一財）道路新産業開発機構 特車登録センター】

<https://www.tks.hido.or.jp/>

③道路管理者の措置・道路法による罰則

無許可・回答違反の特殊車両の通行は道路法違反であり、道路管理者が違反を確認した場合は、違反の程度により通行の中止や、積荷の減載を命じます（措置命令）。また、道路法の規定により罰則の対象となることがあります。高速道路においては、高速道路会社が現地で車両の誘導、許可証・回答書の内容確認、計測等を実施し、（独）日本高速道路保有・債務返済機構（高速道路機構）が通行の中止、積荷の減載などの措置命令を行っています。

（道路法第47条の14・第103条・第104条・第107条）

道路管理者による措置命令

命令の種類	措置の内容
指定場所からの流出	道路管理者が指定する場所（インターチェンジなど）から流出すること
積荷の減載	制限値又は特殊車両通行許可証・回答書の値まで積荷を軽減すること
通行の中止	特殊車両通行許可証・回答書を受けるまでの間、車両を停止すること
通行条件の充足	特殊車両通行許可証・回答書で指定された条件（通行時間帯、誘導車配置など）を満たすこと

違反者に対する罰則

違反事由	罰則
一般的制限値違反 許可・回答に係る諸元違反	100万円以下の罰金
措置命令違反	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
許可証不携帯 回答書不携帯	100万円以下の罰金
法人両罰	法人の従業員等が、法人の業務に関して上記の違反行為をしたときは、法人に対しても罰金

こんな措置命令もあります

○積載物の落下予防のための措置（積載不適当）

特殊車両に対する取締のほか、積荷が落下し、道路を損傷するおそれのある車両（積載不適当車両）に対し、通行の中止などの措置を命じています。

（道路法第43条の2）

落下物は
落とし主の
責任です！





Q

なぜ、特殊車両の通行許可等が必要なのですか？

A

【道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため】

特殊車両は通常の車両より重さや寸法が大きいため、道路の構造に著しく負担を与えます。例えば、車両1台の軸重が一般的制限値（10トン）の倍の20トンになると、橋梁のコンクリート床版には軸重が10トンの車両の4,000台分の疲労が蓄積されると試算されており、重量をオーバーすると、道路の老朽化が早まってしまいます。



【舗装に与える疲労イメージ】 【床版に与える疲労イメージ】



A

【安全性を確認するため】

特殊車両の通行許可等にあたって、車両が道路を通行できるか、安全性等を審査しています。

特殊車両が許可証・回答書を受けなかったり、許可証・回答書の内容と実際の通行内容が異なったりすると、道路の安全性を確認しないまま通行することになり、交通事故の発生や、道路の老朽化が早まるおそれがあります。

特殊車両通行許可を受けずに通行したことによる事故の事例



重量超過によりタイヤがパンクし
交通事故発生、積荷が散乱



積荷（重機）が接触し
料金所のETC設備を破損

- ・通行止めによる物流への影響
- ・積荷の損傷
- ・道路や設備の修理費用の負担（原因者負担金）の発生

2. 高速道路における道路法（車両制限令）違反への取組

①道路の老朽化対策に向けた 大型車両の通行の適正化方針

国土交通省は、平成26年5月に「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」をまとめました。高速道路においても、この方針の内容を踏まえ、高速道路機構と高速道路会社が連携し、車両制限令違反者に対する指導取締りを強化しています。

②道路法（車両制限令）違反車両の取締り

車両制限令に定める最高限度を超える車両を特殊車両通行許可制度による道路管理者の許可なく通行させている者や許可の通行条件に違反して通行させている者、特殊車両通行確認制度による回答の内容に従わないで通行させている者に対する取締りを高速道路機構と高速道路会社が連携して行っています。

現地での取締り



インターチェンジや本線料金所等で車両を計測し、違反を確認しています。
警察と合同で取締を行うこともあります。



安全な場所へ移動し、積荷を減載する命令を行うことで、道路構造への負担軽減をはかっています。

自動軸重計による取締り

高速道路では、走行する車両の軸重を自動で計測しています（自動軸重計）。
自動軸重計により「軸重超過」を繰り返し確認した場合は、高速道路機構と高速道路会社が連携して、その車両を使用する者に対し、後日、警告を行います。

料金所での軸重超過表示



高速道路本線での軸重超過表示





③道路法（車両制限令）違反者に対する指導

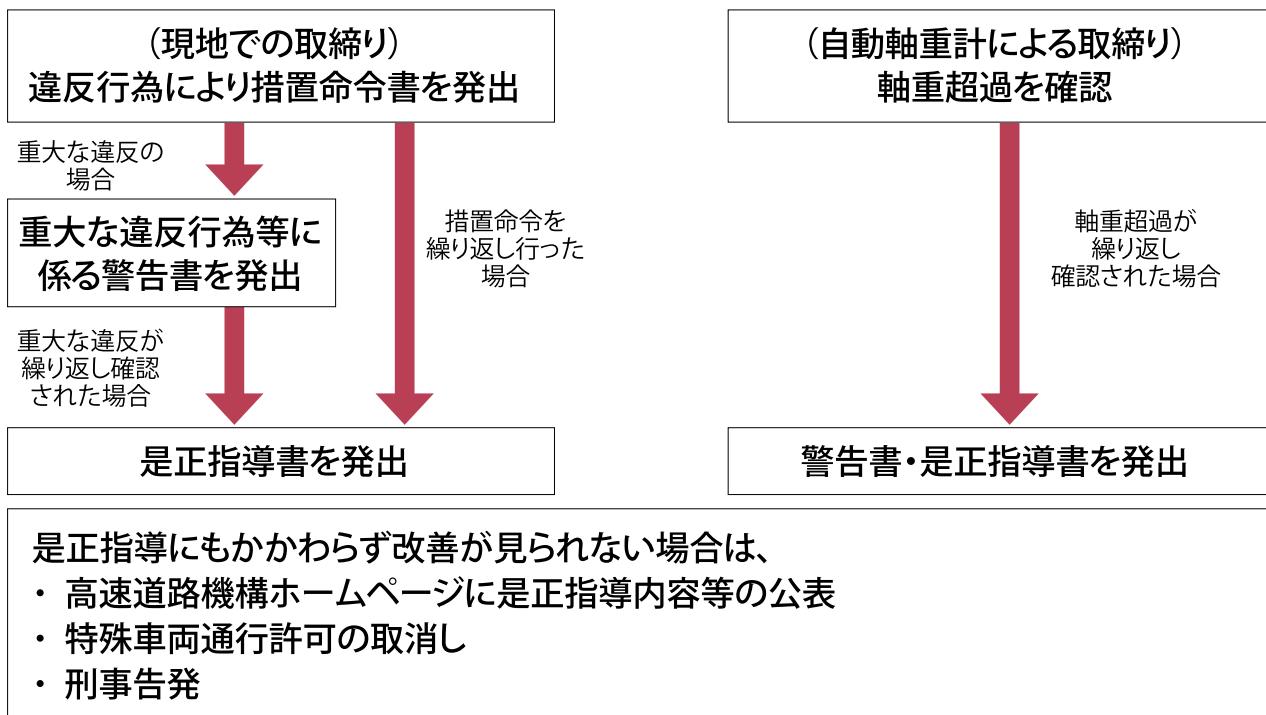
高速道路機構では高速道路会社と連携し、現地取締りにより重大な違反行為に対する措置命令を行った場合や、自動軸重計により「軸重超過」を繰り返し確認した場合は運行会社等に対して警告を行います。

これらの違反回数・違反内容は高速道路会社全体で通算・集約し、繰り返し違反行為を確認した場合は、運行会社等に対して是正指導を行います。

なお、是正指導にもかかわらず再び違反行為が確認され改善が見られない場合は、高速道路機構ホームページで運行会社等の名称、是正指導の内容等を公表します。

また、特殊車両通行許可の取消し、刑事告発等を行います。

違反者に対する指導の流れ



④悪質な違反者に対する刑事告発

重量が基準の2倍以上となる悪質な違反者に対しては、現地での取締りにおいて違反を確認した事実をもって警察に告発します。

「基準の2倍以上」とは、次のとおりです。

- ・車両総重量が「一般的制限値×2」以上の車両
- ・特殊車両通行許可証・回答書を受けた車両は、
「一般的制限値×2 + (許可・回答の総重量 - 一般的制限値)」
以上の車両



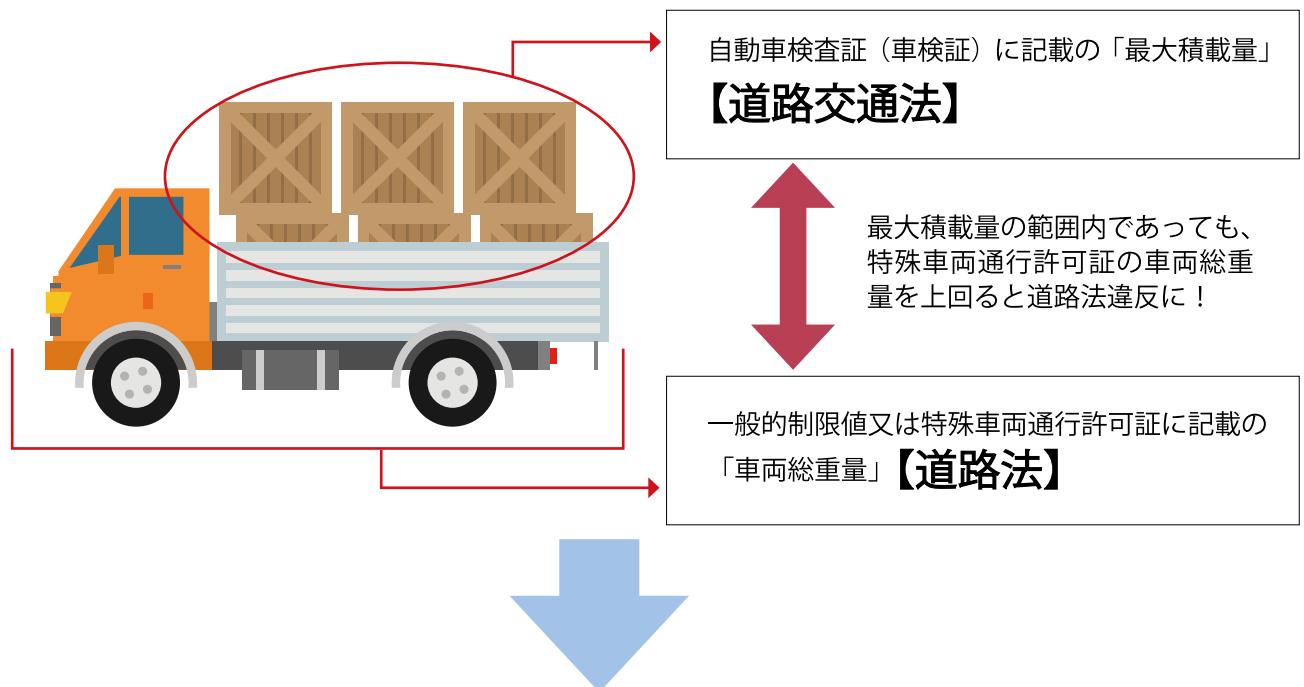
一般的制限値 25t に対し、総重量 83t で
通行した車両を警察に告発しました。

3. 道路法（車両制限令） 違反防止のポイント

ポイント①

道路法（車両制限令）違反と過積載は異なります。

「車両制限令違反」とは、車両全体の重量が一般的制限値又は許可された限度値を超過することをいいます。また、過積載（道路交通法違反）とは、積荷の重量が自動車検査証（車検証）に記載の「最大積載量」を超過することをいいます。このため、過積載とならない場合であっても、車両総重量が限度値を上回る場合は、道路法（車両制限令）違反となります。



○道路法（車両制限令）は「車両の総重量」

○道路交通法（過積載）は「積載物の重量」

それぞれの重量を確認し、違反とならないようご注意ください。



ポイント②

「1本」、「1個」が違反につながります

特殊車両通行許可を受けていたにもかかわらず、許可重量をオーバーしていたため、違反となった事例が年間約100件※発生しています。

このうち、約3分の2は、許可重量からの超過が10%以内であり、積荷を「1本」「1個」減らすことで、違反状態を解消できる可能性があります。

※令和3年度実績に基づく。

許可重量からの超過が10%以内である車両の積荷の軽減状況



パレット1枚の軽減で
許可重量以内になりました

「1本」、「1個」で違反を減らすことができます。
出発前に車両の総重量の確認をお願いします。

ポイント③

こんな道路法（車両制限令）違反にもご注意

○事例1・・・通行経路違反による措置命令

高速道路全線の通行許可を受けていたが、途中のインターチェンジから高速道路を通行しようとしたところ、措置命令を受けた。



インターチェンジごとの構造に基づいて、
車両が通行できるか、安全性等を審査する必要があるため、
全てのインターチェンジが乗り降り自由とはなりません。
乗り降りするインターチェンジごとに経路の申請をお願いします。

○事例2・・・道路法違反による警告

有効な通行許可を受けていたが、取締時に特殊車両通行許可証一式を提示することができず、後日警告書を受領した。



通行許可を受けている場合でも、車両に特殊車両通行許可証が
備え付けられていない場合には、道路法違反となります。
必ず、通行前に有効な許可証の備え付けの確認をお願いします。
※許可証はタブレット端末による提示も可能です。



参考資料

高速道路における一般的制限値について

車両の諸元		高速道路における一般的制限値(最高限度)
	幅	2.5m
	長さ(※3)	12.0m
	高さ	4.1m(高さ指定道路※1)
	最小回転半径	12.0m
重さ	最遠軸距が5.5m未満	20.0t
	最遠軸距が5.5m以上7m未満	22.0t(重さ指定道路※2) ※貨物が積載されていない状態で長さが9m以上の場合
	最遠軸距が7m以上	25.0t(重さ指定道路※2) ※貨物が積載されていない状態で長さが11m以上の場合
軸重(※3)		10.0t
隣接軸重	隣り合う車軸の軸距が1.8m未満	18.0t (ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3m以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5t以下のときは19t)
	隣り合う車軸の軸距が1.8m以上	20.0t
	輪荷重(※3)	5.0t

※1 高さ指定道路について

道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険防止上支障がないと認めた道路については、高さの一般的制限値が4.1mになります。高さ指定を受けていない道路の一般的制限値は3.8mとなります。

※2 重さ指定道路について

高速自動車国道及び道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険防止上支障がないと認めた道路については総重量の一般的制限値が車両の長さ及び軸距に応じて最大25tになります。

※3 重要物流道路における国際海上コンテナ車(40ft背高)特殊車両通行許可不要区間について

一定の要件を満たす国際海上コンテナ車(40ft背高)の特殊車両通行許可を不要とするため、道路管理者が道路構造等の観点から支障がないと認めて指定した区間については、長さの一般的制限値が最大16.5mに、総重量の一般的制限値が車両の軸数及び軸距に応じて最大44tに、軸重の一般的制限値が車両の総重量及び軸数に応じて最大11.5t(輪荷重の一般的制限値は最大5.75t)となります。

指定状況等、詳しくは国土交通省のホームページからご確認ください。国土交通省：<https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/butsuryu/Top03-02-03.htm>

【高速道路における重さ・高さ指定の状況】

高速道路機構が管理する道路はほとんどが重さ・高さ指定道路ですが、一部指定外区間があります。

指定外の区間については以下のURLからご確認ください。

首都高速道路：<https://www.shutoko.jp/use/restriction/about/>

阪神高速道路：<https://www.hanshin-exp.co.jp/drivers/driver/rule/weight-height-restriction.html>

中日本高速道路：<https://www.c-nexco.co.jp/safety/tokusya/tokusya02.html>

西日本高速道路：https://www.w-nexco.co.jp/safety_drive/specialcars/restricted_way.html

参考資料

高速道路における一般的制限値の特例について

セミトレーラ連結車・フルトレーラ連結車は、高速道路において、総重量及び長さの一般的制限値の特例が設けられています。

車両の諸元	一般的制限値（最高限度）の特例	備考
長さ (積載貨物が被けん引車の車体の前方または後方にはみ出していないものに限る)	セミトレーラ連結車	16.5m
	フルトレーラ連結車	18.0m
総重量 (特例 5 車種※2 のセミトレーラ 又はフルトレーラ連結車)	8m 以上 9m 未満	25.0t
	9m 以上 10m 未満	26.0t
	10m 以上 11m 未満	27.0t
	11m 以上 12m 未満	29.0t
	12m 以上 13m 未満	30.0t
	13m 以上 14m 未満	32.0t
	14m 以上 15m 未満	33.0t
	15m 以上 15.5m 未満	35.0t
	15.5m 以上	36.0t

※1「高速自動車国道」について

総重量、長さの特例が適用される「高速自動車国道」は、東名高速道路、東北自動車道、中国自動車道、九州自動車道などが該当します。

※首都高速道路、阪神高速道路、本州四国連絡高速道路、一般有料道路（圏央道、第二神明道路など）は対象外ですのでご注意ください。

※2「特例 5 車種」について

①バン型（オープントップ型を含みます）

②タンク型（ミキサー車、粉粒体運搬車等を含みます）

③幌枠型

④コンテナ用（海上コンテナ用セミトレーラには総重量の特例はありません）

⑤自動車の運搬用

をいいます。



参考資料

高速道路の特殊車両通行許可に関する相談窓口

会社(組織)名	部署名	郵便番号	住所	電話番号
(独)日本高速道路保有・債務返済機構 (高速道路機構)	総務部管理課	〒220-0011	横浜市西区高島1-1-2 横浜三井ビルディング5階	045-228-5977
	関西業務部管理課	〒541-0054	大阪市中央区本町3-5-7 御堂筋本町ビル4階	06-6265-9360
東日本高速道路(株) (NEXCO 東日本)	北海道支社 道路事業部交通管理課	〒004-8512	札幌市厚別区大谷地西5の12の30	011-896-5344
	東北支社 管理事業部交通管理課	〒989-3121	仙台市青葉区郷六字庄子39の1	022-226-1545
	関東支社 管理事業部交通管理課	〒339-0056	さいたま市岩槻区加倉260	048-757-5169
	新潟支社 道路事業部交通課	〒950-0145	新潟市江南区亀田早通3233	025-286-7301
中日本高速道路(株) (NEXCO 中日本)	東京支社道路管制センター 交通管制課	〒216-0024	川崎市宮前区南平台1の1	044-877-6913
	八王子支社道路管制センター 交通管制課	〒192-8648	八王子市宇津木町231	042-691-1171
	名古屋支社道路管制センター 交通管制課	〒491-8526	一宮市丹陽町九日市場字竹の宮204	0586-76-1125
	金沢支社道路管制センター 交通管制課	〒920-0365	金沢市神野町東170	076-249-8632
西日本高速道路(株) (NEXCO 西日本)	関西支社保全サービス事業部 交通管制課	〒565-0805	吹田市清水15-1	06-6876-5682
	中国支社保全サービス事業部 交通管制課	〒731-0103	広島市安佐南区緑井2-26-1	082-831-4111
	四国支社保全サービス事業部 交通管制課	〒760-0065	高松市朝日町4-1-3	087-823-2111
	九州支社保全サービス事業部 交通管制課	〒818-0131	太宰府市水城2-25-1	092-924-4532
首都高速道路(株)	東京東局第二交通管理課	〒338-0825	川口市大字赤山字源長寺上池1091-3	048-299-2410
阪神高速道路(株)	管理本部管理企画部 交通管理課	〒552-0006	大阪市港区石田3-1-25	06-6576-3881
本州四国連絡 高速道路(株)	業務部道路管理課特車窓口	〒651-0088	神戸市中央区小野柄通4-1-22	078-272-3630

○国土交通省のオンライン申請については、次のURLをご参照ください。

<https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

○大口・多頻度割引(ETC コーポレートカード)の窓口は上記とは異なります。

カードを申し込まれた高速道路会社へご相談ください。



独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構

〒220-0011 神奈川県横浜市西区高島1-1-2（横浜三井ビルディング）
TEL : 045-228-5977 <https://www.jehdra.go.jp/>

（令和5年4月発行）

